

## 【令和5年3月卒業生の進路状況】

民間企業への就労決定者・・・35名  
A型事業所への就労決定者・・・5名  
B型事業所利用決定者・・・2名  
就労移行支援事業所利用決定者・・・1名  
進学決定者・・・1名

### 《民間企業への就労決定者の職種》

自動車製造、介護助手、売場スタッフ、食品製造、事務補助、清掃、接客  
機械部品組立、倉庫内作業、看護助手、縫製、調理補助、家具製造等

### 《民間企業への就労決定者の雇用形態》

正社員・・・8名 雇用期間の定めなしの契約社員・・・3名  
雇用期間の定めありの契約社員、パート・・・24名

---

## 【3年生の進路活動について】

### 《事業所希望調査表及び進路アンケートの提出について》

2月実施の2年生保護者進路学習会の際に配布しました事業所希望調査表及び進路アンケートの提出が未提出のご家庭は、お子様と進路について話をさせていただき、ご記入の上、提出をお願いします。

記入の際は、以下の点にご留意ください。

- ①事業所名、住所、電話番号は間違いのないように記入ください。
- ②希望職種は必ずご記入ください。事業所に雇用の打診を行う際、事業所から希望職種は必ず聞かれます。
- ③事業所希望調査表は、必ずしも一般企業を記入する必要はありません。お子様の状況などを考慮し、A型事業所等の福祉サービスを記入されても構いません。
- ④進路アンケートは記入漏れのないようにしてください。最寄りの駅、バス停の未記入が多数あります。お子様の通勤経路を検討する上で、とても大事な情報となります。

裏に続きます。

## 【3年生の進路活動について】

### 《事業所希望調査表に関して》

第1希望から順に学校側が事業所に雇用について打診を行います。民間企業につきましては、複数の企業を同時進行に行うことはできませんので順位を決める際は、ご検討の程、よろしく申し上げます。

### 《学校からの民間企業への案内について》

民間企業側から、就職希望生徒の推薦依頼があった場合は、①「事業所希望調査表に事業所名の記載がある」 ②「進路アンケートに記載した希望職種と合致しており、通勤可能である」の順位で、該当生徒・保護者に担任から連絡しております。

---

## 【手帳の更新（再判定）について】

### 《療育手帳の更新（再判定）について》

療育手帳の判定月の確認をお願いします。判定日の予約が取りづらい状況ですので、早めの予約をお勧めします。また18歳未満と18歳以上では、判定申込先が異なります。 18歳未満は居住地を管轄する児童相談所が申込先ですが、18歳以上では居住地の福祉事務所もしくは役場となり、判定場所は春日市にあります障がい者更生相談所となります。

※福岡市・北九州市については、手続きの流れが異なりますので、担当課にお問合せください。

### 《精神手帳の更新（再判定）について》

精神手帳の有効期限は2年となっています。有効期限の確認をお願いします。有効期間を延長する場合は、更新手続きが必要となります。詳細は各市町村役場にお尋ねください。

---

## 【今後の進路に関する主な行事】

- 5月18日 事業所の方の話を聞く会（生徒のみ対象）
- 6月28日～6月30日 進路三者面談（2・3年生の生徒・保護者対象）
- 6月30日、7月20日 求職登録（3年生の生徒・保護者対象）
- 7月20日 1学年保護者進路学習会（1年生の保護者対象）
- 7月24日以降 2年生就業体験
- 9月中旬以降 3年生就職試験開始
- 11月中旬以降 1年生就業体験